

勤労者・消費者事業の取扱いについて

勤労者・消費者事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年4月8日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

勤労者・消費者事業の取扱いについて

- 1 勤労者関係事業及び消費者事業については、新市に引き継ぐ。
- 2 シルバー人材センターについては、新市においても引き続き支援する。

平成16年4月22日確認 大野郡5町2村合併協議会